

令和 7 年 9 月 19 日

福井労働局長
石川 良国 殿

福井地方最低賃金審議会
会長 井花 正伸

福井県紡績業，化学繊維、織物、染色整理業最低賃金の
改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和 7 年 8 月 5 日付けをもって最低賃金法第 21 条の規定に基づき貴職から諮問のあった福井県紡績業，化学繊維、織物、染色整理業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、福井県紡績業，化学繊維、織物、染色整理業最低賃金について改正決定する必要性について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったので答申する。